

実証事業委託契約標準契約書

平成15年	10月	1日	制定
平成16年	4月	1日	改正
平成17年	4月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正
平成19年	3月	30日	改正
平成20年	3月	10日	改正
平成21年	3月	10日	改正
平成22年	1月	1日	改正
平成22年	3月	10日	改正
平成23年	3月	10日	改正
平成24年	3月	12日	改正
平成25年	2月	25日	改正
平成26年	1月	22日	改正
平成26年	3月	14日	改正
平成27年	3月	18日	改正
平成27年	6月	30日	改正
平成28年	3月	25日	改正
平成29年	3月	31日	改正
平成30年	3月	30日	改正
2019年	3月	20日	改正
2019年	8月	7日	改正
2020年	3月	25日	改正
2020年	7月	1日	改正
2021年	3月	24日	改正
2022年	3月	15日	改正
2023年	1月	27日	改正
2023年	3月	31日	改正
2023年	9月	29日	改正
2024年	3月	29日	改正
2025年	3月	28日	改正

(目 次)

実証事業委託契約標準契約書

(目次)

1. 実証事業委託契約標準契約書雛型
2. 実証事業委託契約約款

(1) 約款本文

第1章 委託業務の実施（第1条―第9条）

第2章 変更手続（第10条―第11条）

第3章 概算払・確定（第12条―第19条）

第4章 取得財産の管理等（第20条―第23条）

第5章 成果の取扱（第24条―第25条）

第6章 雑則（第26条―第44条）

特記事項

附則

(2) 様式

(3) 別紙

(4) 実証事業委託費積算基準

1. 実証事業委託契約標準契約書雛型

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる実証事業項目に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

実証事業項目「○○○○○○○○○○（大項目） ○○○○○○○○○（中項目）
○○○○○○○○○○（小項目）」

（契約金額等）

第2条 甲は、次に掲げる契約金額（以下「契約金額」という。）の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

契約金額 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円 ）

ただし、各事業年度（4月1日から翌年3月31日までの間の1年間をいう。）において甲が乙に支払う委託業務の実施に要する経費の限度額は、次のとおりとする。

年度 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円 ）

年度 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円 ）

年度 円

(うち消費税額及び地方消費税額 〆)

(注：ただし書の規定は、複数年度契約を締結する場合に限り記載する。)

(委託期間)

第3条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。

委託期間 年 月 日から 年 月 日まで

(委託業務の実施)

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。

2 前項の規定による約款は次のとおりとする。

実証事業委託契約約款

実証事業委託契約特別約款（〇〇〇〇〇）

(注：乙が複数ある場合は、乙毎に適用される約款名又は特別約款名をそれぞれ指定して記載すること)

3 本契約締結後、甲によって前項の約款が改正されたときは、改正後の約款が適用されるものとする。この場合、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合を除き、乙は、甲に対し、変更契約書を作成するよう求めることができる。

(実施計画書)

第5条 委託業務の目的、内容、主たる実施場所及び実施に要する経費の内訳等は、別途、甲が認めた委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）に定めるとおりとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約において、乙に対し、契約保証金を全額免除する。

(為替レートの約定)

第7条 乙（再委託先又は共同実施先を含む。）が日本国以外の国の法令に基づいて設立された法人等であり、委託業務の実施に要する経費を支出する通貨が、〇〇である場合には、本契約において甲の負担すべき額を円貨換算するための為替レートは次のとおりとする。

約定為替レート 円／〇〇

(注：為替レートの約定を必要としない場合には、本条を削り、第8条を第7条に、第9条を第8条とする。)

(不正行為等に対する措置)

第8条 乙が、甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第9条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、第4条及び前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。ただし、甲が提供する電子情報処理組織を用いて契約を締結する場合において、甲が指定するときは、別途定めるところによるものとする。

年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長

乙

2. 実証事業委託契約約款

(1) 約款本文

第1章 委託業務の実施

(委託業務の実施)

第1条 乙は、実施計画書に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に従って実施しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したときは、直ちにその旨を甲に通知し、必要な措置を講じるとともに、発生した日から7日以内に事故原因、委託業務への影響等を報告しなければならない。

(図面の確認)

第2条 乙は、委託業務を実施するために、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品（以下「財産」という。）を購入し、又は製造しようとするときは、甲の指示する財産について、あらかじめ甲の指示するところによりその図面を提出し、当該図面が実施計画書に則したものである旨の甲の確認を得なければならない。その変更をするときも、同様とする。

(再委託等)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画書に定め、甲が認めた場合はこの限りでない。また、乙の再委託の額は、原則として契約金額（乙が複数の場合は、再委託する当該乙との契約金額とする。）の50%未満とする。

2 乙は、前項ただし書により委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。ただし、乙が委託業務の一部を日本国の国公立研究機関及び独立行政法人（国立研究開発法人含む）並びに国立大学法人又はこれに準ずる機関（以下「国立機関等」という。）に再委託する場合にあっては、次の各号に掲げる事項を約するときは、本契約の規定にかかわらず、国立機関等の受託研究に関する規則等によることができるものとする。

一 甲が必要に応じて再委託先の検査を行うときは、乙の立ち会いのうえ再委託先の検査を行うことができるものとする。

二 甲が前号の検査を行う際は、乙は再委託先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めること。

4 本条前項までの規定は、乙が委託業務の一部について第三者と共同して実施（以下「共同実施」という。）する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「再委託」とあるのは「共同実施」と、「再委託先」とあるのは「共同実施先」と、第3項中「受託研究に関する規則等」とあるのは「共同実施に関する規則等」と読み替えるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、様式第12による権利義務承継承認申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、本契約により生じる乙の債権について、第三者に対する譲渡又は担保の用に供する等の行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

3 乙は、第20条に規定する取得財産に対し、抵当権、質権その他の担保物権を設定してはならない。

（委託業務の管理）

第5条 乙は、毎月の業務の進捗状況を翌月の5日までに、甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による場合以外であっても、本委託業務の管理のために必要があると認めたときは、乙に対して次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 委託業務の進捗状況、実施方法等に関する報告を求めること。

二 委託業務の実施方法等に関し助言を行うこと。

三 甲の職員を委託業務の実施場所へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。

3 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、本項に基づく指示であることを明示したうえで委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が実施計画書の変更に係る場合は、第10条又は第11条に規定するところによる。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

第6条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分について実証事業委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のⅠからⅢまでの合計金額の50%以内に限り、流用（Ⅳ間接経費及びⅤ再委託費・共同実施費との間の流用を除

く。) することができる。

- I 機械装置等費
- II 労務費
- III その他経費
- IV 間接経費
- V 再委託費・共同実施費

(帳簿等の整備)

第7条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に要する経費を実証事業委託費積算基準に定める経費項目に従って、前項の帳簿に記載し、かつ、その支出内容を証明し、又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

3 前項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。ただし、第20条に規定する甲の取得財産に係る見積書、完成図書（建築工事、土木工事、電気工事及び機器の配置図を含む。）に関しては、当該財産の処分が完了する日までとする。

(事業化調査等の実施)

第8条 甲は、甲が別に定める基本計画に規定する実施期間終了後に、事業化の状況等の調査を行うことができるものとする。

(継続申請)

第9条 乙は、甲が別に定める基本計画に規定する実施期間が委託期間の終了日以降に及ぶ実証事業であって、乙が継続して委託研究契約を希望する場合は、次の委託期間の開始日前に様式第1により継続契約の研究概要、研究開発実施計画、必要経費等を甲に提出するものとする。

第2章 変更手続

(契約変更)

第10条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- 一 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書に定められた委託業務の目的の変更を行う必要が生じたとき。
- 二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部

の履行が困難となったとき。

- 2 委託期間が事業年度を超える契約において、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は本契約の内容を変更できるものとする。

(実施計画書等の変更)

- 第11条 乙は、前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合、及びそれ以外の場合で実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う必要が生じたときは、様式第2による委託業務実施計画変更申請書1通を甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。なお、乙が甲に申し出て、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は第5項及び第6項に規定するところによる。
- 2 甲は、前項の規定により、乙から提出された実施計画書の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は変更申請を承認する。
 - 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、遅滞なく承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。
 - 4 甲は、第2項の規定により委託業務実施計画変更申請書を承認した場合は、次の手続を行う。
 - 一 前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更契約を締結する。
 - 二 第1項の規定により実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
 - 三 第一号の規定にかかわらず、委託期間の終了日が属する事業年度に係る限度額の減額、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号、以下「通則法」という。）に定める甲の中長期計画（以下「中長期計画」という。）における最終年度に係る限度額の減額、消費税率の変更（消費税率の変更日の延期を含む。）等の理由に伴い契約金額が変更される場合であって、甲が指示するときは、変更契約書の作成を省略することができる。この場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
 - 5 乙は、第1項なお書に規定する実施計画書の軽微な変更が生じたときは、様式第2による委託業務実施計画変更届出書1通を甲に提出しなければならない。
 - 6 甲は、前項の規定により委託業務実施計画変更届出書を受理した場合は、当該受理日をもって変更契約が締結されたものとみなす。
 - 7 甲又は乙は、その代表者、住所又は社名を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

第3章 概算払・確定

(概算払)

- 第12条 甲は、乙に対し必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費を乙に支払うこと（以下「概算払」という。）ができる。
- 2 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、様式第3-1による支払請求書を提出するものとする。

（実績報告書等の提出）

- 第13条 乙は、委託業務の完了の日又は委託期間の終了日のいずれか早い日の翌日から起算して61日以内に（第27条、第28条又は第29条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日の翌日から起算して30日以内に）、様式第4による委託業務実績報告書1通を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、翌事業年度の5月31日までに、様式第4により、当該事業年度において完了した委託業務の委託業務中間実績報告書1通を甲に提出しなければならない。

（検査及び報告の徴収）

- 第14条 甲は、前条に規定する委託業務実績報告書又は委託業務中間実績報告書（以下、併せて「実績報告書等」という。）を受領したときは、実績報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
- 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査
 - 二 その他甲が必要と認めた検査
- 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
- 一 実績報告書等に記載されている実証事業の内容と支出した経費との整合性
 - 二 実施計画書と実績報告書等の内容の整合性
 - 三 プラントの建設状況、機械装置等の製作状況及びこれらの運転、操作状況
 - 四 第7条に掲げる帳簿、書類
 - 五 その他甲が委託業務に関して必要と認める事項
- 4 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。
- 5 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所（乙の再委託者、共同実施者及び再委託者の共同実施者の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。
- 6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 7 乙は、前項の通知を受けたときは、別紙に定める書類その他甲が別に定める書類

等を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

8 甲が必要があると認めるときは、甲の主務省である経済産業省の職員を立ち会わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

9 甲が第2項第二号の検査をできる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(甲が支払うべき額の確定)

第15条 甲は、前条第1項の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認め、委託業務が完了又は委託期間が終了している場合には、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額を甲が支払うべき額として確定し、乙に対して通知する。

2 前項の額の確定は、実証事業委託費積算基準によるものとする。

(確定額の請求及び支払)

第16条 乙は、前条第1項の通知を受けたときは、様式第3-1による支払請求書により、前条第1項の規定により確定した額（以下「確定額」という。）を甲に請求するものとする。ただし、既に第12条に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

(相殺)

第17条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができるものとする。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金等の返還)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求により、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「過払金」という。）を甲に返還しなければならない。

- 一 概算払の額が、第15条第1項に規定する確定額を超えるとき。
- 二 概算払の額が、第30条第1項に規定する甲の負担すべき額を超えるとき。
- 三 概算払の額が、第30条第2項に規定する甲の支払い義務の全部又は一部を免除した後の甲の負担すべき額を超えるとき。
- 四 その他過払金のあるとき。

2 乙は、第14条第2項第二号の検査の結果、第16条第2項の規定に基づき既に支払いを受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。

3 乙は、前二項の過払金を甲の指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を付して返還しなければならない。ただし、国庫補助金を財源とする事業にあっては、この限りでない。

第4章 取得財産の管理等

(取得財産の管理等)

第20条 乙が、委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。

2 取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の取得財産の所有権については、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。

3 乙は、取得財産を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、第1項に規定する甲に帰属する取得財産について、乙が管理する期間は、乙が財産の検収又は竣工の検査をした日から甲の指示に基づき甲が指定する相手先に引き渡す日までとする。

4 乙は、取得財産について他の財産と区分するために、標示票を貼付して管理しなければならない。

5 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

6 乙は、第2項に規定する乙に帰属する取得財産について、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合、前項ただし書による甲の承認を得たものとみなし、委託業務以

外の公的研究開発事業に使用することができるものとする。

一 委託業務の推進に支障がないこと。

二 取得財産の使用にかかる実費及び修理費は、自己負担とすること。

三 甲が委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは、回答すること。

7 乙の取得財産の管理に要する経費のうち、委託業務の実施に要した経費として甲に認められた費用以外の費用及び委託期間終了後又は本契約が解除された場合の解除された日以降の費用は、乙の負担とする。

8 乙は、取得財産のうち、第1項に規定する甲に帰属する取得財産については、別途、甲が指示する日までに、甲が指示する方法により、甲に報告しなければならない。なお、乙は、報告した取得財産についてその設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ甲に報告しなければならない。

9 第3項から第5項及び第7項から第8項までの規定は、乙が委託業務の実施のため、その実施場所に設置して使用する財産であって甲が所有し、又は甲が第三者から借用しているものの管理について準用する。

10 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物(以下「副生物」という。)の発生等が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。

11 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分等の方法について、乙に指示をするものとする。

12 乙は、前項の規定により副生物の処分等をした場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(取得財産の譲渡)

第20条の2 甲は、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産及び甲が乙に本委託業務における使用を許諾した甲所有の財産(以下本条において「取得財産」という。)を、委託業務の完了後又は委託期間終了後(第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合は、その契約の委託業務の完了後又は委託期間終了後。以下同じ。)、甲が提示する譲渡価格をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。

2 前項に基づき、乙が取得財産を譲り受ける場合において、乙が取得財産を委託業務に関連して使用するときは、甲は委託業務の完了後又は委託期間終了後も取得財産を乙が使用することを認めるものとする。ただし、甲が使用停止を指示した場合は、この限りでない。

3 甲が提示する譲渡価格は、委託業務の完了の日又は委託期間の終了日(第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合は、その契約の委託業務の完了の日又は委託期間の終了日、以下「事業終了日」という。)における次項に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第27条、第28条又は第29条の規定により契約が解除されたときはその解除された日を事業終了日と読み替える。

- 4 譲渡価格は、取得価額から、取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、2007年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から事業終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乘じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。

【算定式】

$$\begin{aligned} \text{譲渡価格} &= \text{取得価額} - (\text{年償却額} \times \text{経過年数} + \text{年償却額} \times \text{端数月数} \div 12) \\ &\geq \text{取得価額} \times (5 \div 100) \end{aligned}$$

- 5 乙は、取得財産の譲渡に関し、甲が指定する期限までに、様式第13による取得財産の処分に関する確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。なお、乙は、有償譲渡に適さない取得財産がある場合は、確認書にその処分方法及び理由を記載して、提出することができる。
- 6 乙は、取得財産を乙以外の者（以下「譲受希望者」という。）が譲り受けることに正当な理由がある場合は、確認書に以下の各号の内容を記載した書面を添付して甲に申し出るものとする。
- 一 譲受希望者の名称及び所在地
 - 二 譲受希望者が譲り受けを希望する取得財産の内訳
 - 三 譲受希望者への譲渡を適切とする理由（譲受希望者の事業概要、本委託業務への関与内容、取得財産の活用計画を含む。）
 - 四 譲渡価格での取得財産の譲り受けに関する譲受希望者の合意意思の表示（譲受希望者の意思が表示された文書を添付すること）
- 7 甲は、第5項の確認書の内容を適切と認めたときは、甲が使用又は廃棄する取得財産、甲が別に定める特定の法人等は無償譲渡することが適切と認めた取得財産及び第6項の譲受希望者に譲渡することが適切と認めた取得財産を除き、第4項に基づき算定した譲渡価格を、期限を示して乙に請求するものとする。なお、乙が指定期限までに確認書を提出しないときは、乙は全ての取得財産を譲り受け、その譲渡対価を支払わなければならないものとする。ただし、甲が、指定する期限までに乙が確認書を提出しないことに正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 8 乙は、甲から前項に定める請求を受けたときは、甲から指定された期限までに、甲から指定された銀行口座に振り込む方法で甲から請求された金額を支払うものとする。ただし、振込に係る送金手数料等の費用は乙の負担とする。
- 9 甲は、乙が第7項の期限までに請求額を支払わないときは、遅延金として、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、未払金額に対し民法第404条に定める法定利率を乗じた金額を請求できるものとする。
- 10 取得財産の所有権は、乙が第7項の甲から請求された金額を支払ったときに甲

から乙に移転する。

- 1 1 乙は、所有権移転後において、甲又は甲の指定する者の立会いのもとで取得財産を引取るものとする。ただし、甲が認める場合は立会いを省略することができる。
- 1 2 甲は、乙が本条各項に規定する義務に違反したとき、又は過怠によって期限内に義務を履行する見込みがないと認められるときは、乙に対する取得財産の譲渡を取り消し、任意に取得財産を廃棄又は第三者へ譲渡する（以下「甲の任意処分」という。）ことができるものとする。この場合、乙は、甲の任意処分に対し、一切異議を述べず、取得財産の引渡しなど甲の任意処分に必要な協力を行うものとする。なお、甲の任意処分に係る費用は全て乙の負担とする。
- 1 3 甲は、乙が天災その他不可抗力によらないで甲の定める期限内に、取得財産の引き取りを完了しないとき、又は前項に基づき取得財産の譲渡が取り消されたときは、違約金として、引き取りを完了しない取得財産の譲渡価格の100分の10に相当する金額を請求できるものとする。
- 1 4 甲は、乙に対し、違約金の徴収、取得財産の譲渡を取り消してもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引取り期限から1年とする。

（技術研究組合に係る読み替え）

第20条の3 乙が技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づく技術研究組合（以下「組合」という。）であって、前条第1項に定める取得財産を当該組合構成員が本委託業務で使用している場合は、乙を当該組合構成員と読み替え、前条各項の規定を適用する。

（取得財産の解体撤去）

第20条の4 乙は、実施計画書に定められた第20条の2第1項に規定する取得財産の解体撤去については、別途定めるところにより実施できるものとする。

（取得財産等の弁償）

第21条 乙は、取得財産又は甲から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産又は甲から貸与された財産について補修、部品の取替、製造等（以下「復旧工事等」という。）を行うことにより、原状に回復しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（取得財産に係る損害保険）

第22条 甲は、委託業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産に対して損害保険を付保するものとする。ただし、乙が損害保険を付保することが適切であると認められるときであって甲が承認した場合は、乙が損害保険を付保することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により損害保険が付保された取得財産に保険契約で補償する事故が発生した場合は、速やかに次の各号に掲げる措置を講じ、甲の確認を得て自ら又は第三者との請負契約等により当該取得財産の復旧工事等を行うものとする。
- 一 証拠保全、写真記録、二次災害防止等の措置
 - 二 事故発生に係る状況の甲への報告措置（原則として事故発見日から7日以内）
 - 三 第11条の規定に基づく実施計画書の変更等の措置
- 3 乙は、復旧工事等が完了したときは、様式第7による事故・復旧完了報告書に復旧工事等に要した経費の明細を明らかにしたものを添えて甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する事故・復旧完了報告書の提出を受けたときは、復旧工事等の完了を確認し、復旧工事等に要した経費について損害保険契約に基づき保険金の支払指図の措置を講じることとする。
- 5 乙は、復旧作業に係る収支について、復旧工事等に要した経費、受領した保険金の額及びその他甲が指示する事項を記録した書類を、保険金が支払われた日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間保管するものとする。ただし、乙は、甲が復旧作業の収支に係る報告を求めたときは、速やかに様式第8による復旧作業に係る収支報告書を甲に提出するものとする。
- 6 損害保険契約の保険金により復旧工事等が完全には実施できない場合、復旧工事等に長期間を要するため実施が困難な場合及びその他特別な事情がある場合における復旧工事等の実施については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（不適合の補修等）

- 第23条 甲は、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産又は本契約に関する報告の内容が実施計画書又は甲の確認した図面と異なると認めたときは、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産又は報告書の内容のうち実施計画書又は甲の確認した図面と適合しない部分について、乙の負担による補修、取替又は修正を乙に対して請求することができる。
- 2 前項の請求は、甲が適合しない部分を知ったときから1年以内に行うものとする。

第5章 成果の取扱

（成果報告書・中間年報の提出）

- 第24条 乙は、委託業務の完了した日の翌日から61日以内に、様式第9による委託業務成果報告届出書とともに、委託業務成果報告書及び要約書（以下「成果報告書」という。）の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、翌事業年度の5月31日までに、様式第10による委託業務中間年報届出書とともに、当該年度に係る

3月31日（以下「年度末基準日」という。）時点での中間年報の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。ただし、年度末基準日が委託期間の終了日の場合には、この限りでない。

- 3 成果報告書には、乙が委託業務を実施することにより得られた成果の詳細、実施計画書に定められた委託業務の目的に照らした達成状況及び成果の公表に係る情報を漏れなく記載するものとする。
- 4 成果報告書全ての電子ファイル化が技術的に困難と甲が認めた場合は、乙は、印刷・製本された成果報告書を甲に提出することができる。この場合においても、要約書は電子ファイル化されたものを提出しなければならない。
- 5 甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料等の提出を乙に求めることができるものとする。
- 6 成果報告書の著作権は、甲に帰属するものとし、当該成果報告書の著作権には著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。また、乙は、成果報告書、その他これに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

（著作権等の保証）

- 第24条の2 乙は、甲に対し、成果報告書について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- 2 成果報告書について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

（成果の発表又は公開）

- 第25条 乙は、委託業務を実施した結果得られた成果（以下「委託業務の成果」という。）を、適切に発表又は公開することとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき発表又は公開する場合、事前に甲に報告するものとする。また、前項の規定に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託業務の結果得られたものです。」

（成果の利用・普及）

- 第25条の2 乙は、委託業務の成果の事業化・製品化を行う場合は、甲に報告するものとする。また、委託業務の成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が甲の委

託を受けたものであることを明示しなければならない。なお、甲の委託を受けたものであることを明示する場合には、甲の確認を得て甲のシンボルマークを使用することができる。

【事業化・製品化について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託業務の結果得られた成果を（一部）活用しています。」

第6章 雑則

（通知の発効）

第26条 甲から乙に対する文書の通知は甲の発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は甲の受信の日からそれぞれ効力を有するものとする。

（甲の解除権）

第27条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
 - 二 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
 - 三 乙が甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 四 実施計画に定める登録研究員が、委託業務に関して公的研究費の不正使用等（研究資金の他の用途への使用又は本契約の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）があったと認定されたとき。
- 2 前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更に伴い、甲が当該業務の中止を決定した場合は、1ヶ月の予告期間を定めて乙に通知することにより、中止を決定した日以降の契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第28条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置）

第29条 本契約締結の際予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

(危険負担等)

第30条 第27条第1項の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

2 第27条第2項、第28条及び前条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(不正行為等に対する措置)

第31条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められるときは、乙の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、第14条第2項第二号に規定する検査を行うものとする。

4 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該確定後過払金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、確定後過払金の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は確定後過払金の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。

5 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

6 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

7 一の契約書において複数の者と実証事業委託契約を締結する場合において、契約者のうち特定の一の者が第1項から第6項までの規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の一の者のみに適用されるものとする。

(公的研究費の不正な使用等への対応)

第31条の2 乙は、公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針（平成20年12月3日 経済産業省策定）に基づき不正な使用等の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めなければならない。

2 甲は、前項に掲げる乙の体制整備等の状況について、乙に対し報告させるとともに、不正な使用等の防止のために特に必要があると認めるときは現地調査を行うことができる。また、甲は、乙の体制整備等の状況について問題があると認める場合

には、乙に対し必要な措置を講じるものとする。

(履行遅延金)

第32条 乙は、乙の責に帰すべき事由により実績報告書等又は中間年報若しくは成果報告書をそれぞれの提出期日に遅延して提出したときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、履行遅延金を免除することができる。

(違約金)

第33条 甲が第27条第1項の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として、解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降の部分を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

2 乙が第28条の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、甲は違約金として解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降の部分を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、乙に支払わなければならない。

3 甲又は乙は、前二項の違約金を相手方の指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を支払わなければならない。ただし、国庫補助金を財源とする事業にあっては、この限りでない。

(外国法人の特例)

第33条の2 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、本条に規定するところによる。

2 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。

3 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。

4 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

5 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。

6 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。

(賠償責任)

第34条 甲は、乙の委託業務の実施又は取得財産に起因して生じた乙又は第三者に与えた損害について、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償の責を負わない。

2 甲が前項に規定する第三者から損害賠償請求を受け、裁判所の判決等の合理的な理由に基づきこれを賠償したときは、甲は、乙に対し、その損害のうち甲の故意又は重大な過失による部分を除き、当該賠償金額を求償することができる。

(変更契約地)

第35条 甲及び乙が第10条の規定に基づき本契約を変更する契約を締結するときは、甲の法人登記上の主たる事務所の所在地においてこれを行う。

(裁判管轄)

第36条 本契約に関する訴えは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、法令に専属管轄の定めがある場合にはこの限りでない。

(諸手続の委任)

第37条 乙は、甲に事前に通知することなく、本契約書に規定する様式（様式第12を除く。）による届出、報告及び承認申請を、実施計画書に定める業務管理者又はその上長に委任することができる。

(取得した個人情報の管理)

第38条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対し必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(情報セキュリティの確保)

第38条の2 乙は、委託業務で知り得た一切の情報について、秘密の保持に留意し、漏えい等防止の責任を負う。

2 乙は、委託業務のために甲から提供される情報については、委託業務の目的以外に利用してはならない。

- 3 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が秘密であることを示して乙に提供又は指定した情報（紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。））が不要になった場合には、速やかに甲に返却し、又は破砕、溶解、焼却等の情報を復元困難かつ判読不能にする方法で廃棄若しくは消去し、甲に報告しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 乙は、委託業務の実施において情報の漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、又はそのおそれがあることを知り得た場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、情報セキュリティ対策を講じるとともに、委託業務で知り得た情報を取り扱う従業員等に対し情報セキュリティ教育を実施し、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙が委託業務の一部を第3条に基づき第三者に委託する場合、又は第三者に請負させる場合は、乙は当該第三者に対し第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。
- 7 乙は、甲が求めるときは、本契約締結後速やかに、甲が別に定めるところに従って委託業務の情報管理体制等を整備し、甲に報告しなければならない。また、情報管理体制等に変更が生じる場合においても、甲に報告するものとする。なお、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議し、必要な指示を乙に行うことができるものとする。

（電子情報処理組織の活用）

第39条 乙は、甲が提供する電子情報処理組織を用いて申請、届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、約款に定める様式を用いて提出することを妨げない。

（協力事項）

第40条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。

- 一 委託業務に係る日本国政府の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- 二 事業化調査に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席
- 三 委託業務完了後又は本契約解除後における技術の普及状況の報告

（存続条項）

第41条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第27条、第28条若しくは第29条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第7条第3項、第13条第1項、第14条第9項、第22条第5項、第23条第2項及び第24条第1項

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第3条第2項から第4項まで、第4条、第6条、第8条、第14条第1項から第8項まで、第15条から第19条まで、第20条第3項から第7項まで及び第9項から第12項まで、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第24条第3項から第6項まで、第24条の2から第27条まで、第30条、第31条、第32条から第34条まで、第36条から第38条まで、第38条の2第1項から第6項まで、第39条並びに第40条第1項第三号

三 委託期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から1年間効力を有するもの。

第9条並びに第40条第1項第一号及び第二号

(中長期計画を越える契約の効力)

第42条 委託期間の定めにかかわらず、中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る本契約の効力は、通則法第35条の5の規定に基づき、甲の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(その他必要な事項)

第43条 本契約に定めるもののほか、本契約に関し必要な事項は、甲が別にこれを定める。

(その他定めのない事項等の取扱)

第44条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。

- 一 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
 - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金の納付を命じない旨の通知があったとき。
- 2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。
- 3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第

404条に定める法定利率で算出した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除等)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これに

より乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第3項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

附 則

この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この標準契約書は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この標準契約書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この標準契約書は、平成19年4月1日から施行する。
2. 改正後の約款第6条及び実証事業委託費積算基準の規定は、この標準契約書の施行の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この標準契約書は、平成20年3月10日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

1. この標準契約書は、平成21年3月10日から施行し、平成21年度事業から適用する。
2. 改正後の実証事業委託費積算基準の規定は、平成21年度に新たに締結する契約について適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この標準契約書は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

1. この標準契約書は、平成22年3月10日から施行し、平成22年度事業から適用する。
2. 改正後の実証事業委託費積算基準の規定は、平成22年度に新たに締結する契約について適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この標準契約書は、平成23年3月10日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この標準契約書は、平成24年3月12日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

1. この標準契約書は、平成25年2月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。
2. ただし、改正後の約款第20条の2及び第20条の3の規定は、平成25年4

月 1 日以降に新たに締結する契約から適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この標準契約書は、平成 26 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

1. この標準契約書は、平成 26 年 3 月 14 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。
2. ただし、改正後の約款第 4 条第 2 項、第 14 条第 4 項及び第 25 条第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降に新たに締結する契約から適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この標準契約書は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。
2. ただし、改正後の約款第 3 条第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に新たに締結する契約から適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この標準契約書は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この標準契約書は、平成 28 年 3 月 25 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

この標準契約書は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この標準契約書は、平成 30 年 3 月 30 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この標準契約書は、2019 年 3 月 20 日から施行し、2019 年度事業から適用する。

附 則

1. この標準契約書は、2019年8月7日から施行する。
2. ただし、改正後の約款第23条第1項、第34条第1項及び第2項の規定は、2019年8月8日以降に新たに公募する事業から適用し、これ以前に公募した事業については、なお従前の例による。

附 則

この標準契約書は、2020年3月25日から施行し、2020年度事業から適用する。

附 則

この標準契約書は、2020年7月1日から施行する。

附 則

1. この標準契約書は、2021年3月24日から施行する。
2. ただし、改正後の約款第38条の2第7項の規定は、2021年4月1日以降に新たに締結する契約から適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この標準契約書は、2022年3月15日から施行し2021年度事業（委託期間の終了日が2021年度に属する事業を除く）から適用する。

附 則

1. この標準契約書は、2023年1月27日から施行し2022年度事業（委託期間の終了日が2022年度に属する事業を除く。）から適用する。

附 則

1. この標準契約書は、2023年4月1日から施行し2023年度事業から適用する。

附 則

1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。

附 則

1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用

する。

2. ただし、改正後の約款第41条第1項第二号及び第43条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この標準契約書は、2025年4月1日から施行し適用する。
2. ただし、改正後の約款第20条の規定は、2025年度事業から適用する。また、改正後の約款第33条の2の規定は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（2）様式

様式第1	継続申請書
様式第2	委託業務実施計画変更（申請・届出）書
様式第3－1	支払請求書
様式第3－2	振込指定口座番号登録申請書
様式第4	委託業務（実績・中間実績）報告書
様式第5	削除
様式第6	削除
様式第7	事故・復旧完了報告書
様式第8	復旧作業に係る収支報告書 別紙 収支の明細
様式第9	委託業務成果報告届出書
様式第10	委託業務中間年報届出書
様式第11	削除
様式第12	権利義務承継承認申請書
様式第13	取得財産の処分に関する確認書

（3）別紙

別紙1－1	経費発生調書
別紙1－2	〃 （修正額内訳書）
別紙1－3	〃 （総括表）
別紙2－1	月別項目別明細表（資産登録が必要なもの）

別紙 2 - 2	月別項目別明細表（資産登録が不要なもの）
別紙 3	製作設計費・加工費積算書
別紙 4	健保等級証明書
別紙 5	給与証明書
別紙 6 - 1	削除
別紙 6 - 2	労働時間証明書（管理職・裁量労働制・高度プロフェッショナル制度用）
別紙 7	NEDO 労務費単価一覧表（時間単価用）
別紙 8	委託業務従事日誌
別紙 9	労務費積算書
別紙 1 0	NEDO 労務費単価一覧表（エフォート専従者用）
別紙 1 1	委託業務従事月報
別紙 1 2 - 1	削除
別紙 1 2 - 2	エフォート証明書
別紙 1 3	削除
別紙 1 4	削除
別紙 1 5	削除
別紙 1 6	削除
別紙 1 7	専用使用証明書

（４）実証事業委託費積算基準